

施設利用基準及び運用集

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和8年7月

目次

体育施設使用者登録業務の取り扱い	- 2 -
我孫子市五本松運動広場の優先予約に関する基準	- 3 -
天候の影響による使用中止の電話連絡の取り扱い	- 4 -
光化学スモッグの発令及び熱中症予防に関する五本松運動広場の取り扱い	- 5 -

体育施設使用者登録業務の取り扱い

1 新規登録

本人登録を原則とする。ただし、家族内の小学生以下で、住所確認ができる場合のみ代理申請を認める。
登録の際、団体構成員の氏名・住所を記載した名簿（任意様式）を提出させること。

2 本人確認業務（※代表者のみ）

- （1）在住者の確認・・・マイナンバーカード、免許証など住所確認できるもの。
- （2）在勤者の確認・・・在勤証明書・身分証明書など。
- （3）在学者の確認・・・学生証など。

※提示されたものを確認するだけで構いません。

3 登録するとき本人確認できるものがない場合

登録手続きは行わず、本人確認ができるものを持参するようお願いする。

4 小学生以下の登録の場合

小学生以下の場合、保護者同伴での申請をお願いし、マイナンバーカード等で確認をする。窓口に来てしまった場合は、上記2と同様にする。

5 登録済み内容の変更について

登録内容を変更する場合も本人変更を原則とする。また、変更時にもマイナンバーカード・免許証などで確認を行い、代理変更も認めない。

6 市内の他の公共施設で登録する場合

他の公共施設から連絡があり、申請書がFAXで送付される。申請書を基に施設の追加登録を行う。なお、令和9年4月から予約システムが変更になるため、変更になる可能性がある。

7 不正登録が発覚した場合の取り扱い

既存の登録も含め、不正登録が発覚した場合はいきなり削除せず、予約申し込みができない処理（ペナルティ処理）をする。該当者より問い合わせがあった場合は、状況説明を行い、本人確認を行う。

我孫子市五本松運動広場の優先予約に関する基準

(趣旨)

第1条 我孫子市五本松運動広場の優先予約による会場の確保について、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

(対象事業)

第2条 次に掲げる事業は、我孫子市五本松運動広場の優先予約を認める。ただし、第2号から第4号までの事業は教育長の判断により制限を設けることができる。

- (1) 我孫子市又は我孫子市教育委員会が主催、共催又は協力する事業
- (2) NPO法人我孫子市スポーツ協会が主催する事業又はNPO法人我孫子市スポーツ協会に加盟する団体が主催する事業。ただし、土日祝日の大会開催は加盟団体ごとに年6回までとし、複数日にわたる大会も1大会は1回とカウントする。
- (3) 我孫子市スポーツ少年団が主催する事業及び我孫子市スポーツ少年団に加盟する専門部が主催する事業
- (4) 千葉県高等学校体育連盟が主催する大会等の事業
- (5) 教育長が特に必要と認めた事業

(優先予約不可日)

第3条 原則的に毎月、最終日曜日は一般市民の利用日とし、優先予約の対象外とする。ただし、市主催事業等、教育長が特に認めたものはこの限りではない。

(優先予約及び優先使用の取消)

第4条 以下に該当した場合、我孫子市五本松運動広場の優先予約を取り消すものとする。

- (1) 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例第11条各号の規定に該当したとき
- (2) 我孫子市共催の取扱いに関する規程第3条各号の規定に該当したとき

(調整)

第5条 第2条各号の事業が重複または集中した場合は、文化・スポーツ課及び指定管理者で調整を行う。

天候の影響による使用中止の電話連絡の取り扱い

天候状況によっては、指定管理対象施設を予約していても使用できない場合があるため、施設の運営状況を市民に向けて毎日ホームページ上で周知すること。

【文化・スポーツ課方針】

当日の運営状況は、ホームページでご確認いただくか、利用者自ら電話で問い合わせることを基本とします。原則、施設の使用中止連絡はしないこととしますが、大会等については、指定管理者より主催者に使用中止の旨を伝えること。

光化学スモッグの発令及び熱中症予防に関する五本松運動広場の取り扱い

(趣旨)

第1条 この運用は、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例に規定する屋外施設(以下屋外施設という)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(光化学スモッグの発令)

第2条 屋外施設利用者にはホームページ及びクラブハウス入り口正面に啓発看板を設置し周知を図り、利用者の自己責任で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

(1) 注意報の場合

利用者の自己責任の基で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しない。

(2) 警報以上の場合

管理者の権限により、使用制限(閉鎖)をする。この場合、キャンセル料は徴収しない。また、利用者が屋外施設を使用中に警報以上が発令された場合、規則に基づき返金手続きを行う。

(熱中症予防)

第3条 夏場の期間(5月～9月)は熱中症の危険性が高いため、WBGT 数値を1日5回(午前9時・午前11時・午後1時・午後3時・午後5時)測定し、測定数値を受付窓口に提示し、熱中症の予防啓発に努めなければならない。WBGT の数値を参考に以下のように定める。

(1) WBGT が28℃未満の場合

すべて通常通りの取り扱いとする。

(2) WBGT が28℃以上の場合

利用者の自己責任で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

(利用料金の返金)

第4条 利用者は施設の利用中に、WBGT が28℃以上、又は光化学スモッグ注意報が発令された場合で、利用者自らの判断により施設の利用を取り止めた場合の返金手続きは、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条で規定する使用料の還付に準ずる。

(キャンセル料の徴収)

第5条 光化学スモッグの発令及び熱中症を予防するための上記に伴う予約取消は、キャンセル料を徴収しない。ただし、事前に連絡が無い場合については、キャンセル料を徴収するものとする。